

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【公開番号】特開2014-178315(P2014-178315A)

【公開日】平成26年9月25日(2014.9.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-052

【出願番号】特願2014-45160(P2014-45160)

【国際特許分類】

G 01 N 35/10 (2006.01)

【F I】

G 01 N 35/06 C

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月19日(2017.5.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自動分析機器内の採血細管の蓋に突き刺す中空針(12)のための保持装置(1)であつて、

自動式に動く台板(42)上に取り外し可能に固定することができる第1の保持要素(2)と、前記第1の保持要素(2)に接続された第2の保持要素(4)とを有し、

前記第1の保持要素(2)と前記第2の保持要素(4)の間に固定され、かつ前記中空針(12)が埋め込まれる少なくとも1個の軸受ブッシング(14)を備えた、保持装置(1)。

【請求項2】

前記第1の保持要素(2)は、空洞(24)を有し、

前記空洞(24)内で、前記中空針(12)に固定された当接部材(26)が、前記少なくとも1個の軸受ブッシング(14)内の前記中空針(12)の動きが制限されるよう取り囲まれた、請求項1に記載の保持装置(1)。

【請求項3】

前記中空針(12)に復帰要素(28)が割り当てられた、請求項1又は2に記載の保持装置(1)。

【請求項4】

前記復帰要素(28)が、前記当接部材(26)と前記第1の保持要素(2)との間に固定されたばね(28)である、請求項2を引用する請求項3に記載の保持装置(1)。

【請求項5】

前記当接部材(26)が、軸受に取り付けられたレバー(38)に接続されたボルト(30)を有する、請求項2、請求項2を引用する請求項3、及び請求項4のいずれか1項に記載の保持装置(1)。

【請求項6】

前記ボルト(30)に位置測定装置の要素が接続された、請求項5に記載の保持装置(1)。

【請求項7】

前記第1の保持要素(2)が、前記自動分析機器の台板(42)に取り外し可能に接続され、前記台板(42)が、自動式に動くことができる、請求項1～6のいずれか1項に

記載の保持装置（1）。

【請求項8】

前記台板（42）への前記第1の保持要素（2）の前記接続が、接続部（52）を有し、前記接続部（52）が、第1の位置で、前記第1の保持要素（2）の解放を形状結合によって防ぎ、かつ第2の位置で、前記第1の保持要素（2）の解放を可能にする接続部（52）を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の保持装置（1）。

【請求項9】

前記接続が、接続要素（50）によって行われ、

前記接続要素（50）が、前記第1の保持要素（2）を前記台板（42）に形状結合により接続し、力が作用した状態で再び閉じることを可能にするように開く、請求項8に記載の保持装置（1）。

【請求項10】

前記接続要素（50）が、自動復帰式に静止位置から動くことができるローラ（49）を有する、請求項9に記載の保持装置（1）。

【請求項11】

中空針を有するピペット装置を備えた自動分析機器であつて、

前記ピペット装置が請求項1～10のいずれか1項に記載の中空針のための保持装置（1）を有することを特徴とする自動分析機器。